

植草学園大学・植草学園短期大学後援会弔事等見舞金規程

第1条 この規定は、本会会員および学生に対する弔事等見舞金について定めたものである。

第2条 本会会員および学生の死亡に際しては、香典を贈り、弔意を表す。

会員（保護者）が死亡した場合 香典 10,000円

学生本人が死亡した場合 香典 30,000円

第3条 学生が事故・疾病のため30日以上にわたり入院したときは、見舞金を贈る。

学生本人 10,000円

第4条 その他、役員が認めたときは、その都度協議の上、相応の弔慰金または見舞金を贈ることができる。

第5条 弔慰金および見舞金は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ申請しなければならない。

第6条 申請は、被支給者が学生およびその保護者の場合は、役員またはクラス担任が代理申請をすることができる。

附 則

この規定は、令和3年9月11日から施行する。

申請年月日	令和 年 月 日
所属等	
申請者	

弔事等見舞金支給申請書

下記により、弔事等見舞金の支給をお願いいたします。

記

1 受給者

学 生	所属（学部・学科）			
	学年・学籍番号			
氏 名		学生 との 間柄		

2 種類（○印を記入）

<input type="checkbox"/>	死亡弔慰金
<input type="checkbox"/>	入院見舞金（30日以上）

※ 確認できるものを添付

3 支給事由及び発生日時

--	--	--	--

承 認 者	学園・大学 事務局長	総務課長	学務課学生係	担当者